

和歌山大学家賃支援給付金 募集要項

【事業概要】

この度、和歌山大学では、本学で学ぼうとする学生のうち、親元を離れ、家賃負担を伴う学生の生活費を援助することを目的として「和歌山大学家賃支援給付金」を創設しました。

ついては本給付事業を広く学生に周知すると共に、下記のとおり、学生からの募集を受け付けますので、該当する学生には積極的にご応募いただきたいと思います。

1. 申請資格 本学に在籍している学生で、賃貸住宅を借りる等で自宅外から通学する者
※研究生・科目等履修生等の非正規生を除く
※私費外国人留学生を含み、国費外国人留学生を除く
※申請時に休学中、留学中の学生や留年している学生（休学・留学による留年を除く）、社会人学生を除く
2. 支援内容 2万円/人
返還の必要はない給付型で、一人一回のみの支援。
本人名義の口座への振込により支給。
3. 支給時期 令和3年5月頃（予定）
4. 支援人数 1,500名（予定）
5. 財 源 寄附金（株式会社賃貸住宅センターからの寄附金）
その他の寄附金
6. 申請方法 申請フォームにて必要事項を入力の上、提出期限までに証明書類をお送りください。
<https://www.wakayama-u.ac.jp/scenter/fee/order/154/>
7. 入力期間 令和3年4月5日（月）～4月23日（金）必着



8. 提出書類 賃貸契約書（写） ※本学寮生は提出不要

ただし、以下の項目が確認できる書類を **A4 サイズ**で印刷し、**全ての書類の右上に学生番号・氏名を記入**のうえ、提出すること。

※学部生で日本学生支援機構の給付奨学金、または第一種奨学金を受けており、既に自宅外通学の書類を提出済みで「自宅外」となっている場合は、提出不要です。（新1年生や申込中の場合は提出が必要です。）

※学部生の方で第二種奨学金のみを受けている方や大学院生の方は、自宅外通学の要件を確認しておりませんので、提出が必要です。

※賃貸契約を交わしていない（親戚宅等からの通学）が、家賃を支払っている場合、以下に記載する申立書*をご提出ください。

○賃貸住宅の所在住所

○契約者氏名

契約者が申請者本人でない場合は、入居者欄等に申請者本人が記載されている必要があります。入居者欄等もない場合は、水道光熱費等領収書写（学生本人名義）または居住証明書*が必要です。

○契約期間

令和3年4月1日～30日の内、1日でも契約期間に含まれていること。

契約期間が切れている場合は、更新契約書写、水道光熱費等領収書写（学生本人名義）、在留カード写、運転免許証写、健康保険証写、居住証明書等の補足資料で、契約期間終了後も引き続き住んでいる証明が必要です。

○賃料

*居住証明書：居住者、入居期間、発行者、発行日がわかるもの。（学生本人が発行するのではなく、貸主に発行してもらってください。）
賃貸契約書の代替とはなりません。賃貸契約書写と併せてご提出ください。

*申立書（任意様式）：学生が支払っている家賃の金額、入居期間、貸主と学生本人の関係性・貸主と学生本人の署名・押印、書類の作成日付などの状況説明を必要とします。

9. 提出方法 メール添付・郵送・持参（いずれかの方法）

【メール添付】

提出先：syougaku@ml.wakayama-u.ac.jp

件名：家賃支援・(学生番号)・(氏名)



※スキャンや、写真撮影でデータ化したもの。（見切れていないもの）
添付ファイルは 10MB 以内（複数メールでの送信も可能）とし、送信後、エラーメッセージが返されていないか確認すること。

【郵送による方法】

〒640-8510 和歌山市栄谷 930 和歌山大学学生支援課 宛
※簡易書留とし、表面に「家賃支援給付申請」と朱書きのこと。

【持参方法】

提出先：学生支援課窓口

土日祝を除く、平日 9：00～12：00、13：00～17：00

10. 提出期限 **令和3年4月5日（月）～4月23日（金）必着**

※いずれの提出方法でも、提出期限は同様です。

11. 選考 給付金受給者は、申請資格を有する者の中から、予算の範囲内で決定します。
有効な申請者数が予算を超過した場合に限り、厳正なる抽選により給付者を決定します。

12. 抽選結果 5月以降に、**学生番号を用いての通知**を予定しています。